

別表3 利用料金の限度額と現在の利用料金

1 清水ナショナルトレーニングセンター

施設名	区分	単位	条例での 限度額	承認額
芝生グラウンド	一般	1時間	6,280円	6,280円
芝生グラウンド	生徒等及び70歳以上の者	1時間	4,400円	4,400円
芝生グラウンド	その他の場合	1時間	10,470円	10,470円
芝生グラウンド	照明代	1時間	2,610円	2,610円
人工芝コート	一般	1時間	4,190円	4,190円
人工芝コート	生徒等及び70歳以上の者	1時間	2,940円	2,940円
人工芝コート	照明代	1時間	1,040円	1,040円
アリーナ入場料を徴収しないとき	(9時～18時) 一般	1時間	1,040円	1,040円
アリーナ入場料を徴収しないとき	(9時～18時) 生徒等及び70歳以上の者	1時間	730円	730円
アリーナ入場料を徴収しないとき	(9時～18時) その他	1時間	5,200円	5,200円
アリーナ入場料を徴収しないとき	(18時～21時) 一般	1時間	2,080円	2,080円
アリーナ入場料を徴収しないとき	(18時～21時) 生徒等及び70歳以上の者	1時間	1,460円	1,460円
アリーナ入場料を徴収しないとき	(18時～21時) その他	1時間	10,400円	10,400円
アリーナ入場料を徴収するとき	(9時～18時) 一般	1時間	3,140円	3,140円
アリーナ入場料を徴収するとき	(9時～18時) 生徒等及び70歳以上の者	1時間	2,200円	2,200円
アリーナ入場料を徴収するとき	(9時～18時) その他	1時間	15,700円	15,700円
アリーナ入場料を徴収するとき	(18時～21時) 一般	1時間	6,280円	6,280円
アリーナ入場料を徴収するとき	(18時～21時) 生徒等及び70歳以上の者	1時間	4,400円	4,400円
アリーナ入場料を徴収するとき	(18時～21時) その他	1時間	31,400円	31,400円
アリーナ	冷暖房設備	1時間	4,190円	2,100円

トレーニングルーム	一般	1回券	520円	520円
トレーニングルーム	生徒等及び70歳以上の者	1回券	260円	260円
クアプール	一般	1回券	520円	520円
クアプール	生徒等及び70歳以上の者	1回券	260円	260円
トレーニングルーム・クアプール共通券	一般	1回券	830円	830円
トレーニングルーム・クアプール共通券	生徒等及び70歳以上の者	1回券	420円	420円
トレーニングルーム	一般	回数券 (12回)	5,200円	5,200円
トレーニングルーム	生徒等及び70歳以上の者	回数券 (12回)	2,600円	2,600円
クアプール	一般	回数券 (12回)	5,200円	5,200円
クアプール	生徒等及び70歳以上の者	回数券 (12回)	2,600円	2,600円
トレーニングルーム	一般	定期券 (1ヶ月)	4,160円	4,160円
トレーニングルーム	生徒等及び70歳以上の者	定期券 (1ヶ月)	2,080円	2,080円
クアプール	一般	定期券 (1ヶ月)	4,160円	4,160円
クアプール	生徒等及び70歳以上の者	定期券 (1ヶ月)	2,080円	2,080円
トレーニングルーム・クアプール共通券	一般	定期券 (1ヶ月)	6,640円	6,640円
トレーニングルーム・クアプール共通券	生徒等及び70歳以上の者	定期券 (1ヶ月)	3,360円	3,360円
フィットネスルーム		1時間	3,140円	3,140円
ウェイトリフティング練習場		1時間	1,040円	1,040円
大会議室		1時間	3,140円	3,140円
中会議室		1時間	2,090円	2,090円

小会議室		1 時間	1,040円	1,040円
附帯設備	クアプール内放送設備 (一式)	1 時間	310円	310円
附帯設備	ワイヤレスマイク (一個)	1 時間	100円	100円
附帯設備	ビデオプロジェクター (一式)	1 時間	830円	830円
附帯設備	拡声器 (屋外携帯用) (一式)	1 時間	830円	830円
附帯設備	折り畳み椅子 (一脚)	1 時間	10円	10円
附帯設備	折り畳み机 (一脚)	1 時間	10円	10円
附帯設備	坊球ネット (一個)	1 時間	10円	10円
運動用具 (1 組)		1 時間	50円	50円
宿泊室 (定員 2 人)		1 人 1 泊	6,280円	6,280円
宿泊室に 1 人で宿泊		1 人 1 泊	9,420円	9,420円
宿泊室に 3 人以上で 宿泊		1 人 1 泊	5,230円	5,230円
合宿室 (定員 6 人)		1 人 1 泊	3,660円	3,660円
宿泊室 (定員 2 人)	3 泊以上連続して宿泊する ときの 3 泊目以降の料金	1 人 1 泊	5,230円	5,230円
宿泊室に 1 人で宿泊	3 泊以上連続して宿泊する ときの 3 泊目以降の料金	1 人 1 泊	8,370円	8,370円
宿泊室に 3 人以上で 宿泊	3 泊以上連続して宿泊する ときの 3 泊目以降の料金	1 人 1 泊	4,180円	4,180円
合宿室 (定員 6 人)	3 泊以上連続して宿泊する ときの 3 泊目以降の料金	1 人 1 泊	3,140円	3,140円
宿泊室 (休憩)		1 室	3,140円	3,140円
合宿室 (休憩)		1 室	3,140円	3,140円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

2 清水日本平運動公園庭球場

利用区分（1面あたり）		条例での 限度額	承認額
（通年） 午前1（9：00～11：00） 午前2（11：00～13：00） 午後1（13：00～15：00）	一般	1,220円	1,220円
	生徒等及び70歳以上の者	860円	860円
（4月～8月） 午後2（15：00～17：00）	一般	1,220円	1,220円
	生徒等及び70歳以上の者	860円	860円
（4月、5月及び8月の平日） 夜間1（17：00～18：00）	一般	610円	400円
	生徒等及び70歳以上の者	430円	400円
（6月及び7月の平日） 夜間1（17：00～18：00） 夜間2（18：00～19：00）	一般	610円	400円
	生徒等及び70歳以上の者	430円	400円
（9月、10月、2月及び3月の平日） 午後2（15：00～16：00） 夜間1（16：00～17：00）	一般	610円	400円
	生徒等及び70歳以上の者	430円	400円
（11月～1月の平日） 午後2（15：00～16：00）	一般	610円	400円
	生徒等及び70歳以上の者	430円	400円
（4月、5月及び8月の土日祝） 夜間1（17：00～18：00）	一般	610円	610円
	生徒等及び70歳以上の者	430円	430円
（6月、7月の土日祝） 夜間1（17：00～18：00） 夜間2（18：00～19：00）	一般	610円	610円
	生徒等及び70歳以上の者	430円	430円
（9月、10月、2月及び3月の土日祝） 午後2（15：00～16：00） 夜間1（16：00～17：00）	一般	610円	610円
	生徒等及び70歳以上の者	430円	430円
（11月～1月の土日祝） 午後2（15：00～16：00）	一般	610円	610円
	生徒等及び70歳以上の者	430円	430円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

3 清水蛇塚スポーツグラウンド

(1) 南グラウンド

利用区分			単位	条例での 限度額	承認額
アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午前・ 午後1	13,750円	13,750円	
	生徒等及び70歳以上の者		9,620円	9,620円	
その他の場合			22,830円	22,830円	
4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後2	13,750円	13,750円
			夜間	5,500円	5,500円
	生徒等及び70歳以上の者	午後2	9,620円	9,620円	
		夜間	3,850円	3,850円	
	その他の場合		午後2	22,830円	22,830円
			夜間	9,130円	9,130円
6月1日から7月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後2	13,750円	13,750円
			夜間	11,000円	11,000円
	生徒等及び70歳以上の者	午後2	9,620円	9,620円	
		夜間	7,700円	7,700円	
	その他の場合		午後2	22,830円	22,830円
			夜間	18,260円	18,260円
9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後2	13,750円	13,750円
		生徒等及び70歳以上の者		9,620円	9,620円
	その他の場合			22,830円	22,830円
11月1日から翌年1月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後2	11,000円	11,000円
		生徒等及び70歳以上の者		7,700円	7,700円
	その他の場合			18,260円	18,260円

備考

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者

を除く。

3 時間区分は、次のとおりとする。

(1) 午前 午前9時から午前11時30分までの時間

(2) 午後1 正午から午後2時30分までの時間

(3) 午後2 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間

ア 11月1日から翌年1月31日までの期間 午後2時30分から午後4時30分までの時間

イ ア以外の期間 午後2時30分から午後5時までの時間

(4) 夜間 午後5時から利用時間の終了時までの時間

ア 4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間

イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間

4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。

5 利用許可を受けた時間区分を延長して午前11時30分から正午までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の5分の1に相当する額とする。

6 第3条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の午前の区分における金額の5分の2に相当する額とする。

7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。

8 第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

10 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 北グラウンド

利用区分		単位	条例での 限度額	承認額
アマチュア スポーツ又 はレクリ エーション に利用する 場合	一般	午前・午後1・ 午後2	13,750円	13,750円
		午後3・夜間	11,000円	11,000円
	生徒等及び70 歳以上の者	午前・午後1・ 午後2	9,620円	9,620円
		午後3・夜間	7,700円	7,700円
その他の場合		午前・午後1・ 午後2	22,830円	22,830円
		午後3・夜間	18,260円	18,260円
照明設備		1時間につき	1,200円	1,200円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 4 利用許可を受けた時間区分を延長して午前11時30分から正午までの時間を利用する場合の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の5分の1の額とする。
- 5 第3条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の5分の2に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までの時間にあつてはこの表の夜間の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 照明設備の利用時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。

- 9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 11 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

4 清水庵原球場

(1) 本球場

利用区分		単位	条例での 上限額	承認額
アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	午前・夜間	7,530円	7,530円
		午後	10,040円	10,040円
	生徒等及び70 歳以上の者	午前・夜間	5,280円	5,280円
		午後	7,040円	7,040円
その他の場合		午前・夜間	37,650円	37,650円
		午後	50,200円	50,200円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 4 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後の区分の金額の4分の1に相当する額とする。
- 5 第5条ただし書の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 第6条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 9 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 10 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上

げる。

11 本球場の利用料金の限度額には、室内練習場の利用を含む。

(2) 第2球場

利用区分		単位	条例での 限度額	承認額
一般		午前	1,500円	1,500円
生徒等及び70歳以上の者			1,050円	1,050円
4月1日から5月31日 日まで及び8月1日 から8月31日まで	一般	午後	2,000円	2,000円
		夜間	500円	500円
	生徒等及び70歳 以上の者	午後	1,400円	1,400円
		夜間	350円	350円
6月1日から7月31 日まで	一般	午後	2,000円	2,000円
		夜間	1,000円	1,000円
	生徒等及び70歳 以上の者	午後	1,400円	1,400円
		夜間	700円	700円
9月1日から10月31 日まで及び2月1日 から3月31日まで	一般	午後	2,000円	2,000円
	生徒等及び70歳 以上の者		1,400円	1,400円
11月1日から翌年1 月31日まで	一般	午後	1,500円	1,500円
	生徒等及び70歳 以上の者		1,050円	1,050円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 時間区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から正午までの時間
 - (2) 午後 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 11月1日から翌年1月31日までの期間 午後1時から午後4時までの時間
 - イ ア以外の期間 午後1時から午後5時までの時間
 - (3) 夜間 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間

イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間

- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第5条ただし書の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 7 第6条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

(3) 附帯設備

利用区分		単位	条例での 限度額	承認額
照明設備	全点灯	1時間につき	2,820円	2,820円
	3分の2点灯		1,880円	1,880円
	3分の1点灯		940円	940円
室内練習場		1室1時間につき	520円	520円
本部設備		一式1回につき	3,140円	3,140円
会議室	大会議室	1時間につき	410円	410円
	小会議室		210円	210円

備考

- 1 1時間に満たない利用時間がある場合は、当該利用時間を1時間とみなす。
- 2 本部設備の利用料金の限度額には、会議室の利用を含む。
- 3 室内練習場及び会議室は、本球場及び本部設備が利用されていない場合に限り利用することができる。
- 4 室内練習場及び会議室の利用料金の限度額は、単独で利用する場合に限り適用する。
- 5 利用許可を受けた1日の連続した時間区分における利用を「1回」とする。